

○不法投棄等のない山形市を目指す条例

平成21年3月26日条例第13号

不法投棄等のない山形市を目指す条例

(目的)

第1条 この条例は、美しい山形をつくる基本条例（昭和63年市条例第2号）に定める環境保全の理念にのっとり、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年市条例第4号。以下「廃棄物条例」という。）に基づく廃棄物の適正な処理の徹底を図り、不法投棄等を防止するための市長、市民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、それらの協力による不法投棄等のないまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄等 次のいずれかに該当する行為をいう。ただし、山形市空き缶等散乱防止条例（平成9年市条例第2号）第2条第3号に規定するポイ捨てを除く。
 - ア 次に掲げる場所にみだりに廃棄物を捨てる行為
 - (ア) 道路、河川、公園、広場その他の公共の場所
 - (イ) 他人が所有し、占有し、又は管理する土地であって、廃棄物条例第15条第3項に規定する搬出場所（以下この号において「集積所等」という。）以外の場所
 - イ 市が定める一般廃棄物処理計画に基づく排出日時、排出方法等に從わずに集積所等に廃棄物を捨てる行為
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は当該区域内を通過する者及び本市の区域内にある土地を所有し、占有し、又は管理している者をいう。

(環境の保全)

第3条 市民等及び事業者は、不法投棄等により、この市の環境を阻害してはならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、不法投棄等の未然防止及び早期発見に努めるとともに、次条第2項の規定による通報があったときは、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、次に掲げる事項に関する施策等を推進しなければならない。

- (1) 不法投棄等の防止に関する市民等及び事業者の意識の啓発
- (2) 不法投棄等に関する情報の収集及び公開
- (3) 不法投棄等をされた廃棄物への対応
- (4) 不法投棄等の防止に関する市民等及び事業者の活動に対する支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不法投棄等の防止に関し必要と認められる事項

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、市長が実施する不法投棄等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、不法投棄等をし、若しくはしようとしている者又は不法投棄等をされた廃棄物を発見したときは、速やかに市長に通報するよう努めなければならない。

(相互の協力)

第6条 市長、市民等及び事業者は、不法投棄等のないまちの実現を図るため、相互に協力し、連携しなければならない。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、第4条第1項に規定する措置等及び同条第2項の施策の実施にあたっては、必要に応じ、県その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。